平成２７年（フ）第５１４号
東京都町田市小山ヶ丘４丁目10番１、商業登記簿上の本店所在地東京都町田市相原町298番地１
債務者　有限会社ビーサン屋
代表者代表取締役　中村　　淳
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木徳太郎
4　破産債権の届出期間　平成27年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８６号
静岡県浜松市浜北区内野4291番地
債務者　株式会社ヤマモト
代表者代表取締役　山本　香洋
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　劒持　友浩
4　破産債権の届出期間　平成27年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後１時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３３１号
北九州市小倉北区西港町94番地の９北九州市中央卸売市場内水産棟27
債務者　株式会社スミタ屋
代表者代表取締役　住田　邦寛
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成27年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第３３２号
北九州市若松区白山１丁目18番６号
債務者　株式会社スミタ屋食品
代表者代表取締役　住田　邦寛
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　　洋
4　破産債権の届出期間　平成27年８月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時10分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２０７号
埼玉県日高市上鹿山152番地６
債務者　株式会社大信建設
代表者代表取締役　福田　美治
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後２時
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４６号
宮崎県都城市高崎町縄瀬3133番地１
債務者　有限会社さくらプライマリィ鍼灸整骨院
代表取締役　横山由美子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　崇敦
4　破産債権の届出期間　平成27年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１０号
徳島県阿南市羽ノ浦町春日野１―119　県営春日野団地２号棟244、住民票上の住所徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇神代地１番地２
債務者　須田　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月７日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綾野　隆文
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月８日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第１６３号
和歌山市楠見中272番地の13
債務者　マルニフーズこと　西　　広幸
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖本　易子
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第８８４号
名古屋市西区比良３丁目159番地　比良治荘３号、従前の住所名古屋市名東区大針１丁目322番地の３
債務者　青山　　真
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　裕美
4　破産債権の届出期間　平成27年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４号
長崎県南松浦郡新上五島町小串郷1010番地１、住民票上の前住所大阪府豊中市螢池南町２丁目２番13―705号
債務者　大瀬良留義
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古坂　良文
4　破産債権の届出期間　平成27年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２０８号
埼玉県川越市大字小堤659番地１　レオネクストブルーリーフ109号室、前住所埼玉県日高市高麗川１丁目９番地11
債務者　福田　美治
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新井　賢治
4　破産債権の届出期間　平成27年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月７日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第９３７号
名古屋市昭和区萩原町５丁目17番地　ライオンズマンション萩原町101号
債務者　塩田　康博
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　裕之
4　破産債権の届出期間　平成27年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月８日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１号
釧路市愛国西３丁目４番11号
債務者　沼澤　吉映
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　俊之
4　破産債権の届出期間　平成27年８月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
釧路地方裁判所